

折込広告取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人甲賀湖南中小企業福利サービスセンター(以下「サービスセンター」という。)が作成する会報誌の配送に際し、折込広告の同封を希望する会員事業所等から、手数料を徴することにより、自主財源の確保を図るとともに、会員へ広く有益情報を提供することを目的とする。

(折込広告の範囲)

第2条 折込可能な広告類は、会員利益の向上に資するものとし、その基準は、次の各号にいずれも該当しないもの、及びサービスセンター広告基準に準拠するものとする。

- (1) 中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 勤労者福祉の増進を阻害する内容を含むもの
- (8) その他、折込する広告として適当でないものと理事長が認めたもの

2 前項各号に定めるものの詳細及び規制業種並びに事業者については、サービスセンター広告基準に定めるものとする。

(折込広告の規格)

第3条 折込広告の規格はA4またはA3とする。

2 前項以外の規格を希望する折込広告者(以下「広告主」という。)は、その都度サービスセンターと協議するものとする。

3 広告には、広告主の名称、連絡先を明記するものとする。

(折込広告の同封手数料)

第4条 折込広告の同封手数料(以下「手数料」という。)は、1回の封入につき10,000円とする。

- 2 広告主がサービスセンターの会員である場合は、第1項に定める手数料を減免することができる。
- 3 広告主がサービスセンターの事業目的を達成するために業務協力をしている団体であって、折込広告がサービスセンター会員の勤労者福祉の向上に寄与する情報であるとサービスセンターが認めた場合は、第1項に定める手数料を減免または免除することができる。
- 4 広告主が行政機関又はサービスセンターの関係機関であって、折込広告の内容が、サービスセンター会員の勤労者福祉の向上に寄与する情報であるとサービスセンターが認めた場合は、第1項に定める手数料を免除することができる。

(折込広告希望者の募集)

第5条 折込広告希望者の募集は、原則として行わないものとする。

(折込広告希望者の申込み)

第6条 折込広告希望者は、折込広告同封申込書(第1号様式)に必要事項を記載のうえ、広告の見本を添えて、サービスセンターに申込みものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、折込広告同封申込書は不要とする。

- (1) 折込広告希望者において所定の申込書がある場合
- (2) 第4条の手数料が免除の場合

(広告主の決定)

第7条 広告主の決定は、折込広告の内容がサービスセンター折込広告取扱要綱第2条及びサービスセンター広告基準に基づき、速やかに可否を決定し、その結果について折込広告希望者に書面において通知(第2号様式)するものとする。

(折込広告の広告物の納入)

第8条 同封する折込広告は、サービスセンターの指定する日(以下、「納入期限」という。)までに納入するものとする。

(折込広告の手数料の納入及び領収)

第9条 広告主は、サービスセンター発行の請求書(第3号様式)に記載の手数料を、指定する期日(以下「指定期日」という。)までに納入するものとする。

2 サービスセンターは、広告主の求めに応じ、領収書を発行するものとする。

(折込広告の取消し)

第10条 広告主が、次の各号のいずれかに該当する場合には、催告等のいずれの手続きを経ずに、折込広告の同封を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに手数料の納入がないとき
- (2) 納入期限までに広告物の納入がないとき
- (3) 同封決定後に、広告の内容等がサービスセンター折込広告取扱要綱第2条及びサービスセンター広告基準に抵触することが判明したとき。

2 前各号の取扱に関して、サービスセンターは賠償の責めを負わないものとする。又、納入済みの手数料は返還しないものとする。

(折込広告の取り下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告の同封を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告の同封を取り下げ場合は、広告主は書面により、取り下げをサービスセンターが定める日までに通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により広告の同封を取り下げた場合は、納入済みの手数料は返還しない。

(折込広告の広告主の責務)

第12条 広告主は、同封された広告の内容等にすべての責務を負うものとする。

- 2 広告主は、広告内容等について、第三者から異議申し立てや損害賠償の請求などの行為が行われた場合は、自己責任においてすべてを解決するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて理事長が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。